

第3章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

富士宮市における今後5年間の、「幼児期の教育・保育」及び「地域の子育て支援事業」の量の見込み、提供体制の確保の内容及び時期を定めるとともに、子育て支援全般に係る施策の方向性をここに定めました。

幼児期の教育・保育事業の実施については、必要なサービス量の確保と質の向上を図り、保護者等のニーズに応えていくことを目指します。

本計画の推進にあたり、市では関係各課が庁内横断的に連携し、各部署では、子どもや子育て家庭に対する支援を意識し、各事業に取り組みます。

また、『保護者が子育てについての第一義的責任を有する』とする、「子ども・子育て支援法」の理念に基づき、家庭にあっては、規則正しい生活習慣のほか、人間の尊厳や社会のルールなど、生きていくうえでの基本を、子どもに身につけさせる役割を果たすことが大切です。

さらに、地域では、家庭の子育て力を補うために、地域に潜在する子育て力を活用し、子どもの育ちを推進する体制を整備していきます。

地域、家庭及び行政が互いに連携して、それぞれの役割を果たしながら、子どもの健やかな育ちにつなげていきます。



2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の進捗状況の評価については、個別事業レベルの推進状況（アウトプット）に加え、計画の実効性を検証することが大切です。

そのため、「富士宮市子ども・子育て会議」において、事業の進捗状況を管理し、評価していきます。

また、事業の進捗状況や、検証した結果をもとに、必要に応じて施策や事業を見直していきます。

